

## 関係法令等

### ■高圧法

#### (完成検査)

##### 第二十条

(略)

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(略)

### ■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

#### (完成検査)

**第三十七条の三** 第三十六条第一項又は前条第一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(略)

#### (充てん設備の許可)

##### 第三十七条の四

(略)

4 前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、「第三十七条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と読み替えるものとする。

### ■鳥取県手数料徴収条例

**第2条** 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(略)

(141) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく完成検査

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの 1件につき6,100円

**【正規徴収適用根拠】（第37条の4第4項準用規定を適用）**

イ その他のもの 第137号又は第139号に定める額の4分の3の額

**【誤徴収適用根拠】**

### <参考>

#### **【誤徴収適用根拠】による徴収額**

##### 鳥取県手数料徴収条例 第2条

(137) 高圧ガス保安法第14条第1項に基づく高圧ガスの製造の変更の許可

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	手数料
(5) 変更後の処理容積が変更前の処理容積と比べて 25,000 m <sup>3</sup> 以上 10 万 m <sup>3</sup> 未満増加するもの	1 件につき 69,000 円 ※1
(10) その他のもの	1 件につき 16,000 円 ※2

○誤徴収額

※1 69,000 円× $\frac{3}{4}$ =51,750 円

※2 16,000 円× $\frac{3}{4}$ =12,000 円